

飯塚市手話言語条例制定にかかる経緯と今後の予定

平成23年	障害者基本法の一部を改正する法律	施行
平成26年	障害者の権利に関する条約	批准
平成26年12月	『手話言語法』制定を求める国への意見書	採択（市議会）
平成28年10月1日	飯塚市聴覚障害者協会（懇談会要望）	『飯塚市手話言語条例』を制定してください。」
平成29年11月11日	飯塚市聴覚障害者協会（懇談会要望）	『（仮称）飯塚市手話言語条例』を早急に制定してください。」
平成30年10月27日	飯塚市聴覚障害者協会（懇談会要望）	『（仮称）飯塚市手話言語条例』を早急に制定してください。」
令和元年11月23日	飯塚市聴覚障害者協会（懇談会要望）	『（仮称）飯塚市手話言語条例』を早急に制定してください。」
令和2年2月25日	第1回飯塚市手話言語条例（案）検討会議	制定までのスケジュール確認
3月26日	（仮称）飯塚市手話言語条例の制定について	条例（案）作成に係る意思決定
6月23日	第2回飯塚市手話言語条例（案）検討会議	制定までのスケジュール変更 手話言語条例モデル条例との比較
8月25日	第3回飯塚市手話言語条例（案）検討会議	前文・条文 検討
10月20日	第4回飯塚市手話言語条例（案）検討会議	前文・条文 検討
12月1日	市民意見募集開始（12月28日まで）	市内19箇所
12月15日	福祉文教委員会	経過報告
令和3年2月	飯塚市議会令和3年第1回定例会	上程（予定）
令和3年4月1日	飯塚市手話言語条例（仮称）	施行（予定）

言語は、お互いの意思や感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、手や指、体の動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもち、日本語とは異なる言語です。手話は、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、意思疎通を図るために必要な言語であり、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきました。

しかしながら、これまで手話が言語として社会的に認知されてこなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることも十分にできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)や障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)において、手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解が十分に広がっているとは言えず、ろう者にとっては日常的にも社会的にも、音声言語を使う人と比べて暮らしにくい状況が続いています。

これを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、全ての市民等が地域で支え合い、もって障がいのある人もない人もともに尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくりを実現するため、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が自立した生活を営み、地域における社会参加に努めるために、手話やその他の手段により情報保障される権利を有することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関して必要な施策を策定し、実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、手話に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話や手話の意義の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、市が実施する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者を雇用するときは、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策
- (2) 手話やその他の手段により情報を得る機会の拡大に関する施策
- (3) 手話通訳者の派遣、その他意思疎通の支援に関する施策
- (4) その他市長が必要と認める施策

2 市は、前項に掲げる施策の実施状況について、ろう者、手話通訳者及びその他関係者と意見を交換し、互いに協議して検証するものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 日から施行する。

飯塚市手話言語条例（原案）について市民のみなさまのご意見を募集します。

飯塚市では「手話は言語である」ことを市民に広く周知するために「飯塚市手話言語条例（原案）」を作成しました。

つきましては、本案に対して、市民の皆さまから広くご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は、条例策定にあたって参考にさせていただきます。

○ 募集期間

令和2年12月1日（火曜日）～12月28日（月曜日）

○ 条例（原案）の閲覧場所

- ・飯塚市役所 本庁1階 社会・障がい者福祉課
- ・各支所 市民窓口課、中央公民館、各地区交流センター、サン・アビリティーズいづか
- ・市ホームページ（<http://www.city.iizuka.lg.jp/>）からも閲覧・ダウンロードできます。

○ 意見の提出方法・提出先

・「飯塚市手話言語条例（原案）」をご覧ください、条例についてのご意見を意見提出用紙に記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

●提出方法：備え付けの箱に入れる。

郵送：〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 飯塚市社会・障がい者福祉課

電子メール：（メールアドレス）shakai@city.iizuka.lg.jp

F A X：0948-21-6356

※提出期限：令和2年12月28日（月）17時15分（郵送の場合は当日消印有効）

○ 意見書提出にあたっての注意点

*電話や来庁による口頭での申し出は原則受け付けません。

*提出書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、個人情報については、市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

*お寄せいただいたご意見については、個別に回答はいたしません。方針に対する貴重なご意見として、参考にさせていただきます。また、個人情報に留意し、ホームページに一部掲載させていただく場合がございますので、ご了承ください。

*個人・団体を誹謗中傷するような内容などはご遠慮ください。

◆お問い合わせ先◆

飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課

飯塚市新立岩5番5号 連絡先：0948-22-5500（内1152）

FAX：0948-21-6356

「飯塚市手話言語条例」の原案についての意見書

お住まい	※「幸袋」「横田」などで結構です。番地は記入する必要ありません。
フリガナ	
氏名	
年代	代
性別	
連絡先 (電話番号・メールアドレスなど)	
<p>【ご意見】 ※どの内容についてのご意見なのかわかるよう、できるだけ〇条も記入してください。</p>	

<意見の提出方法>

- ① 閲覧場所 ⇒ 備え付けの箱に入れる
- ② 郵送 ⇒ 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 飯塚市社会・障がい者福祉課
- ③ 電子メール ⇒ shakai@city.iizuka.lg.jp
- ④ F A X ⇒ 0948-21-6356

※意見募集提出期限：令和2年12月28日（月）17時15分（郵送の場合は当日消印有効）

※個人情報については、飯塚市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。